

令和6年度

江別市における給与・雇用実態調査

江 別 市
江別商工会議所

は じ め に

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、売上高が新型コロナウイルス感染症による落ち込みから回復しており、業績判断 DI は高水準で推移しているものの、原材料価格の上昇や人手不足などの厳しい状況にあります。（2024 年版中小企業白書）

北海道経済については、北海道月例経済報告によると、「持ち直しの動きが続いている」とあり、経済社会活動の正常化が進み、全体として持ち直しの動きが続いています。

雇用動向においては、10～12 月期の完全失業者数は 7 万人と前年同期と同数であり、12 月の有効求人倍率は、2.04 倍と 4 ヶ月連続で前年を下回っています。

こうした経済状況の中、市内各事業所の協力を得て実施された本調査ですが、調査方法や内容が限られたものであることから、本市における雇用実態の全体を網羅しているものではありませんが、市内における給与・雇用等の現状の把握と、それを踏まえた経営改善、業務計画等に活用していただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本調査にご協力いただきました各事業所の皆様に厚くお礼申し上げますと共に、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

江 別 市

江 別 商 工 会 議 所

調 査 概 要

1 調査目的

本調査は江別市内の民間事業所における労働実態を把握し労働対策、労働指導など労働行政の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査対象

市内に所在する民間事業所で、事業所全体で正規従業員を 4 人以上雇用している事業所を対象とした。

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 卸売・小売業
- (4) 運輸・通信業
- (5) 金融・保険業
- (6) サービス業

3 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、下記の方法にて回収した。

- ・返信用封筒による郵送
- ・Excel データを送付し、電子メールによる返信
- ・WEB フォームからの回答

4 調査時点

令和 6 年 10 月 1 日現在

5 集計方法

- (1) 調査票のうち、回答のない設問については、集計から除外した。
- (2) 産業別、規模別のクロス集計を行った。

6 回答結果

300 事業所に対し、調査を実施した結果、140 事業所から回答（回答率 46.7%）があり、そのうち正規従業員 4 人未満のものが、34 事業所であった。

- (1) 産業別回答結果
- (2) 従業員規模による回答結果

7 調査結果の注意点

- (1) 本調査の集計事業所は毎年同一ではないため、集計数値を経年で単純に比較することは適当ではない。
- (2) 回答率により、平均の数値が年度によって大きく変動している場合がある。
- (3) 回答事業所において、調査項目によって、未回答（空欄）の項目があることから、各項目の個別回答における平均数値等については、回答があった平均値等を記載している。

目 次

調査結果

1 従業員の構成	1
（1）従業員数について	1
（2）障がい者雇用について	1
（3）地元雇用について	1
（4）外国人技能実習生の国籍について	1
2 正規従業員について	2
（1）採用状況について	2
（2）来年度（令和7年度）の採用見込みについて	2
（3）新卒者の初任給について	3
（4）正規従業員の平均給与について	3
3 パートタイム従業員	4
（1）採用状況について	4
（2）1日の労働時間について	4
（3）1週間の労働日数について	4
（4）賃金について	5
4 各種取組について	5
（1）一時金について	5
（2）各種制度について	6
（3）障がい者雇用率制度について	7
（4）高年齢者雇用確保措置について	7
（5）労働組合について	8
（6）労働力の過不足について	8
（7）離職の状況について	8
（8）求職者の対応について	9
5 ワークライフバランスについて	9
（1）労働時間について	9
（2）年次有給休暇の取得状況	10
（3）休業制度について	10
（4）育児・妊娠・出産・介護のために一度退職した者の再雇用制度について	12
（5）女性の登用について	12

6	景況感について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1)	昨年度と比較した売上について・・・・・・・・	13
7	事業承継について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1)	事業承継について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2)	課題であると感じる理由・・・・・・・・	13
(3)	経営課題ではないと感じる理由・・・・・・・・	14

資料

別表1	産業・規模・年齢別従業員の構成・・・・・・・・	15
別表2	新規正規従業員の採用内訳・・・・・・・・	17
別表3	来年度（令和7年度）の採用見込み・・・・・・・・	18
別表4	新卒者の平均初任給・・・・・・・・	19
別表5	正規従業員の平均基本給（事務・営業系）・・・・・・・・	20
別表6	正規従業員の平均基本給（技術・資格系）・・・・・・・・	22
別表7	正規従業員の年間平均総支給額（事務・営業系）・・・・・・・・	24
別表8	正規従業員の年間平均総支給額（技術・資格系）・・・・・・・・	26
別表9	パートタイム従業員の採用状況・・・・・・・・	28
別表10	パートタイム従業員の1日の労働時間・・・・・・・・	29
別表11	パートタイム従業員の週間平均労働日数・平均時給・・・・・・・・	30
別表12	夏季手当の有無・支給率・支給額・・・・・・・・	31
別表13	年末手当の有無・支給率・支給額・・・・・・・・	32
別表14	決算手当の有無・支給率・支給額・・・・・・・・	33
別表15	燃料手当の有無・・・・・・・・	34
別表16	賃金の引き上げについて・・・・・・・・	35
別表17	労働力の過不足・・・・・・・・	36

付録

労働ワンポイント・・・・・・・・	37
北海道の最低賃金・・・・・・・・	41
労働相談窓口・・・・・・・・	42
育児・介護休業法 改正ポイントのご案内・・・・・・・・	43

調 査 結 果

1 従業員の構成

(1) 従業員数について

本調査の集計対象となった140事業所の全従業員数は4,827人であり、このうち正規従業員が3,458人（71.6%）と最も多く、次いで非正規従業員（パート等）が1,203人（24.9%）となっており、これら2区分で全体の96.5%を占めている。

表 産業別従業員数

（単位：人）

区分		正規従業員	非正規従業員	季節労働者	外国人 技能実習生	合計		
						計	市内在住	割合
産業別	製造業	935	223	74	71	1,303	827	63.5%
	建設業	538	44	7	2	591	352	59.6%
	卸売・小売業	290	121	3	0	414	212	51.2%
	運輸・通信業	226	62	5	0	293	169	57.7%
	金融・保険業	38	17	0	0	55	27	49.1%
	サービス業	1,431	736	1	3	2,171	1,171	53.9%
合計		3,458	1,203	90	76	4,827	2,758	57.1%

(2) 障がい者雇用について

障がい者雇用をしている事業所は、31事業所で、全体の22.1%を占めている。

また、法定雇用率等については、「4 各種取組について （3）障がい者雇用率制度について」（7ページ）に記載。

表 障がい者雇用事業者数・従業員数

（単位：所、人）

	事業所数	従業員数
合計	31	54

(3) 地元雇用について

地元雇用をしている事業所は、127事業所で、全体の90.7%を占めている。

表 地元雇用事業者数・従業員数

（単位：所、人）

	事業所数	従業員数	
			うち正規従業員数
合計	127	2,758	1,780

(4) 外国人技能実習生の国籍について

外国人技能実習生を採用している事業所は、5事業所（製造業3社、建設業1社、サービス業1社）で、76人であった。

その内訳は、ベトナム35人、中国18人、インドネシア22人、台湾1人となっている。

2 正規従業員について

(1) 採用状況について

令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間に正規従業員採用を実施した事業所は、65事業所であり、全体の61.3%となった。

表 産業別・規模別採用状況

(単位：所)

区分		集計 事業所数	採用している		採用していない	
				構成比		構成比
産業別	製造業	24	14	58.3%	10	41.7%
	建設業	28	19	67.9%	9	32.1%
	卸売・小売業	14	6	42.9%	8	57.1%
	運輸・通信業	8	7	87.5%	1	12.5%
	金融・保険業	5	2	40.0%	3	60.0%
	サービス業	27	17	63.0%	10	37.0%
全体		106	65	61.3%	41	38.7%

(単位：人)

新卒者		その他	
	構成比		構成比
11	20.0%	44	80.0%
8	14.0%	49	86.0%
35	42.2%	48	57.8%
1	1.2%	80	98.8%
1	50.0%	1	50.0%
17	17.2%	82	82.8%
73	19.4%	304	80.6%

表 採用を行わなかった理由

(単位：所)

区分		集計 事業所	現状維持	募集したが 応募者なし	その他
産業別	製造業	9	5	3	1
	建設業	8	3	5	0
	卸売・小売業	6	4	2	0
	運輸・通信業	1	1	0	0
	金融・保険業	3	2	0	1
	サービス業	10	9	1	0
全体		37	24	11	2

(2) 来年度（令和7年度）の採用見込みについて

令和7年度に正規従業員を採用する見込みの事業所は38事業所であり、全体の36.9%となっており、「状況により採用の可能性あり」の事業所を含めると、全体の76.7%を占める。

表 正規従業員の採用見込

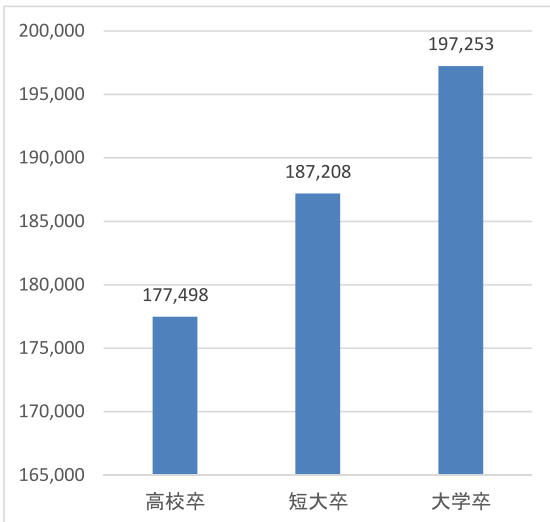
(単位：所)

集計 事業所数	予定あり		状況により採用の可能性あり		予定なし	
		構成比		構成比		構成比
103	38	36.9%	41	39.8%	24	23.3%

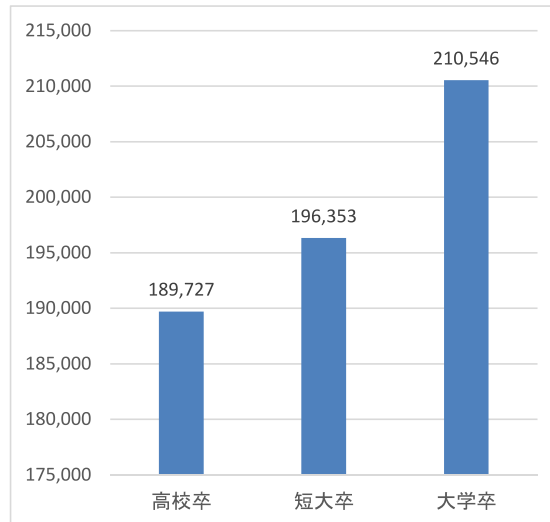
(3) 新卒者の初任給について ※短時間勤務者も含む

新卒者の初任給の平均額は、高卒事務・営業系 177,498円、技術・資格系 189,727円、短大卒事務・営業系 187,208円、技術・資格系 196,353円、大卒事務・営業系 197,253円、技術・資格系 210,546円となっている。

図 初任給 事務・営業系 (単位：円)



技術・資格系 (単位：円)



(4) 正規従業員の平均給与について ※短時間勤務者も含む

正規従業員（事務・営業系）の平均基本給の額は、40歳～44歳が314,447円と最も高く、18歳～24歳が204,083円と最も低くなっている。

正規従業員（技術・資格系）の平均基本給の額は、55歳～59歳が317,131円と最も高く、18歳～24歳が206,597円と最も低くなっている。

図 平均基本給

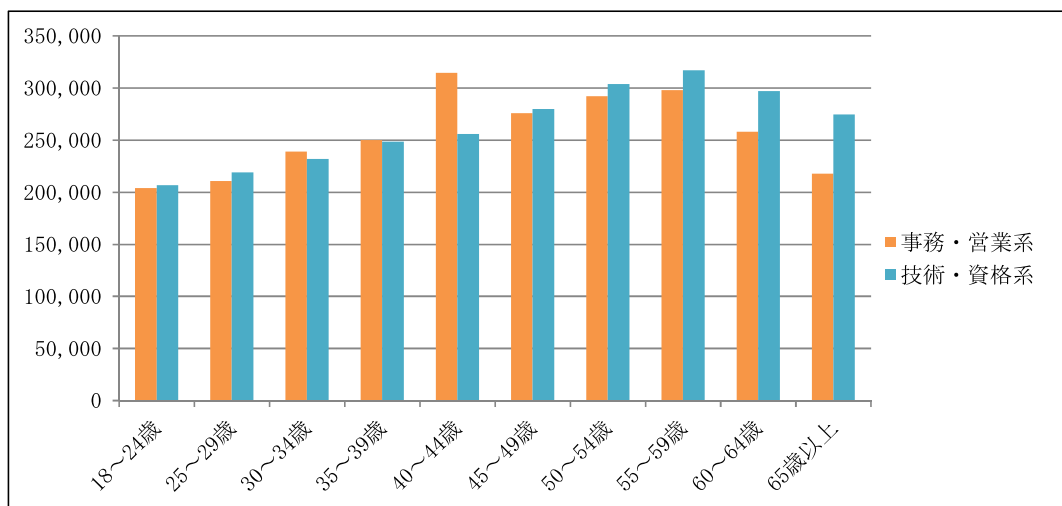


表 平均基本給

(単位：円)

区分	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
事務・営業系	204,083	210,598	238,888	249,911	314,447	275,820	292,000	298,072	258,000	217,615
技術・資格系	206,597	218,992	231,922	248,427	255,807	279,692	303,738	317,131	296,942	274,706

3 パートタイム従業員

(1) 採用状況について（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間）

令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間にパートタイム従業員を採用した事業所は、43事業所であり、全体の40.6%となっている。

産業別では、サービス業が66.7%とパートタイム従業員を採用した割合が最も高く、次いで、製造業が50.0%、金融・保険業が40.0%となっている。

表 産業別採用状況

（単位：所、人）

区分		集計 事業所数	採用した		採用人数	採用しなかった	
				構成比			構成比
産業別	製造業	24	12	50.0%	44	12	50.0%
	建設業	28	6	21.4%	13	22	78.6%
	卸売・小売業	14	4	28.6%	21	10	71.4%
	運輸・通信業	8	1	12.5%	13	7	87.5%
	金融・保険業	5	2	40.0%	4	3	60.0%
	サービス業	27	18	66.7%	128	9	33.3%
全体		106	43	40.6%	223	63	59.4%

(2) 1日の労働時間について（令和6年10月1日現在）

パートタイム従業員の1日の労働時間は、6時間以上が最も多く、次いで、4時間以上6時間未満、2時間以上4時間未満、2時間未満となった。

表 1日の労働時間

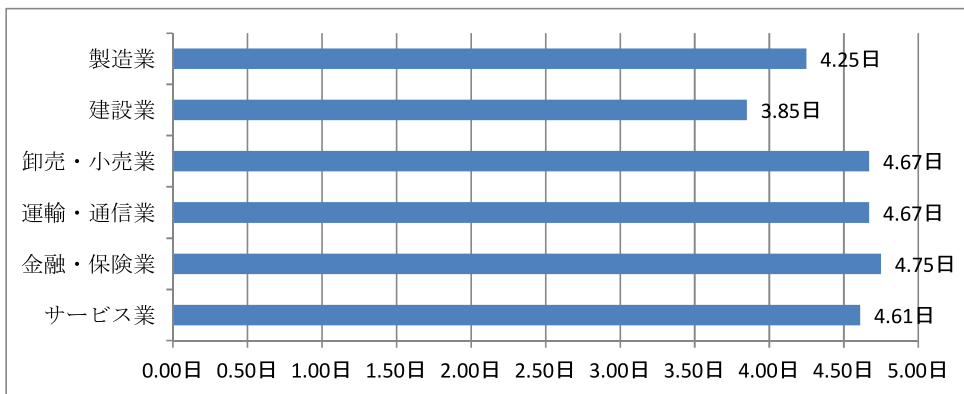
（単位：人）

区分		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
産業別	製造業	1	12	73	147
	建設業	0	6	10	23
	卸売・小売業	0	5	2	26
	運輸・通信業	0	2	3	29
	金融・保険業	0	0	10	3
	サービス業	4	62	171	329
全体		5	87	269	557

(3) 1週間の労働日数について

パートタイム従業員の1週間の労働日数は、平均4.38日となっており、産業別では、金融・保険業が4.75日と最も多くなっている。

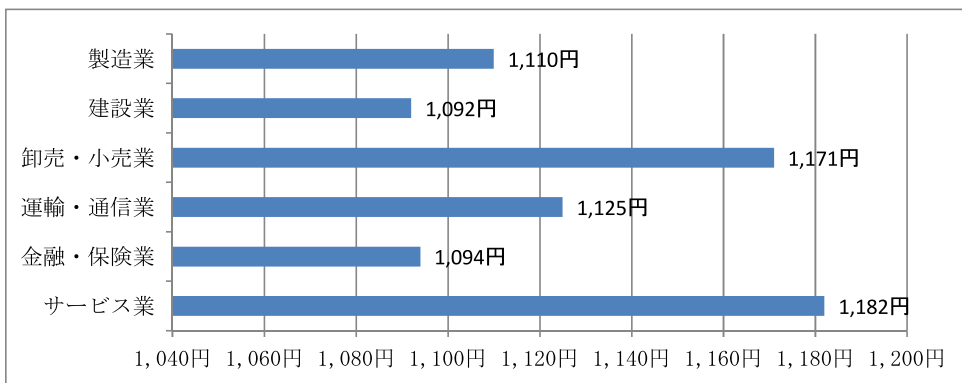
図 1週間の平均労働日数



(4) 賃金について

パートタイム従業員の平均時給は、1,138円となっており、産業別では、サービス業が1,182円と最も高く、卸売・小売業1,171円、運輸・通信業1,125円と続いている。一方で、建設業が1,092円と最も低くなっている。

図 平均時給



4 各種取組について

(1) 一時金について

夏期手当、年末手当の支給については、約8割の事業所があると回答した。

決算手当の支給については約4割の事業所が、燃料手当の支給については約6割の事業所があると回答した。

図 一時金の有無

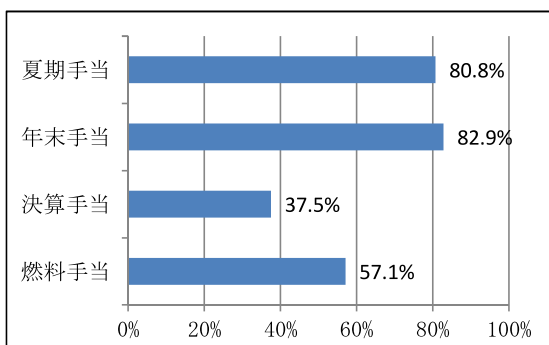


表 平均支給率

区分	平均支給率（ヶ月）	平均支給額（円）
夏期手当	1.60	226,800
年末手当	1.96	274,500
決算手当	1.29	186,875

(2) 各種制度について

退職金制度について、あると回答したのは、92事業所（88.5%）であり、福利厚生制度について、あると回答したのは、69事業所（66.3%）であった。

退職金制度、福利厚生制度ともに、自社制度による整備が最も多かった。

表 制度の有無

区分	集計 事業所数	あり		なし	
			構成比		構成比
退職金制度	104	92	88.5%	12	11.5%
福利厚生制度	104	69	66.3%	35	33.7%

図 退職金制度内容（複数回答）

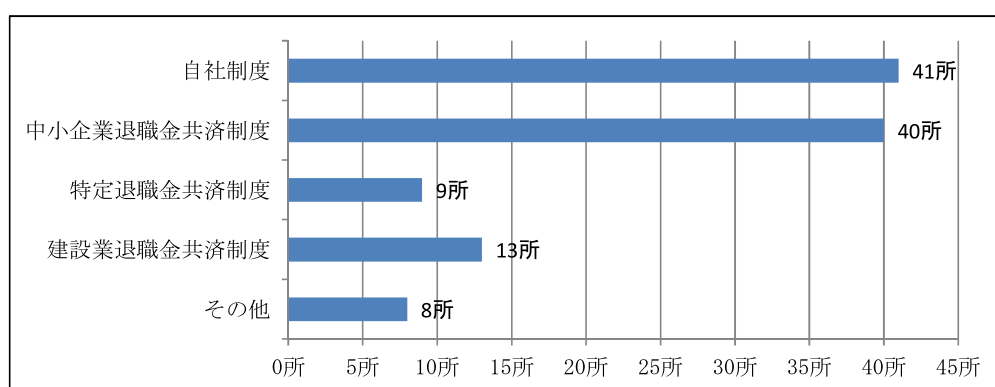
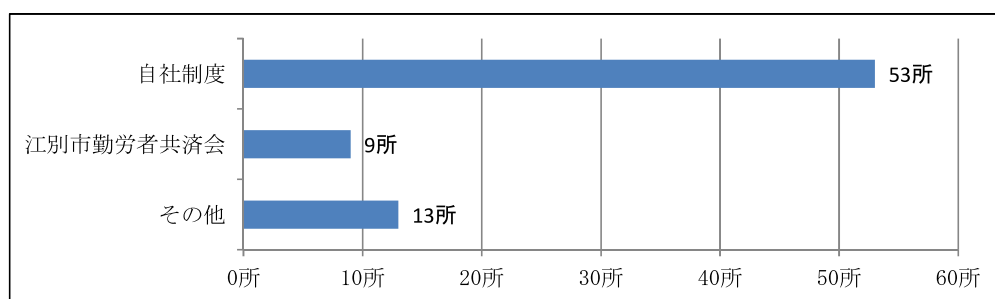


図 福利厚生制度内容（複数回答）

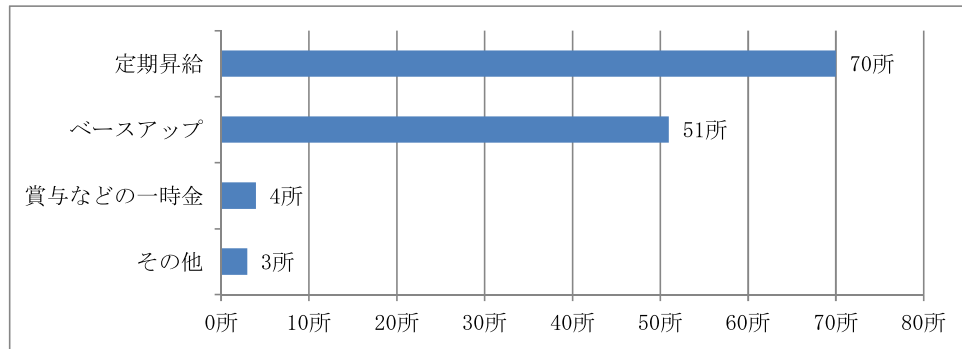


賃金の引き上げを実施したと回答したのは、97事業所（92.4%）で、引き上げ方法は、「定期昇給」が最も多かった。

表 賃金引き上げ実施の有無（単位：所）

集計 事業所数	実施した		実施していない	
		構成比		構成比
105	97	92.4%	8	7.6%

図 賃金引き上げ方法（複数回答）



(3) 障がい者雇用率制度について

障がい者雇用率制度の該当事業所であると回答したのは、30事業所（28.8%）であった。

表 障がい者雇用率制度把握状況（単位：所）

集計 事業所数	該当事業所である		該当事業所ではない	
		構成比		構成比
104	30	28.8%	74	71.2%

法定雇用率を達成していると回答したのは、14事業所（46.7%）であった。

なお、未達成のうち、障がい者の増員予定がある、または検討中の事業者は、11事業所（73.4%）となった。

表 法定雇用率達成状況（単位：所）

集計 事業所数	達成している		達成していない	
		構成比		構成比
30	14	46.7%	16	53.3%

表 障がい者の増員予定（単位：所）

集計 事業所数	ある		検討中		ない	
		構成比		構成比		構成比
15	1	6.7%	10	66.7%	4	26.7%

(4) 高年齢者雇用確保措置について

改正高年齢者雇用安定法の施行により、定年後の継続雇用制度の導入を行ったと回答したのは、62事業所（77.5%）と最も多く、次いで、定年の引き上げと回答したのが、13事業所（16.3%）であった。

表 改正高年齢者雇用安定法への対応（単位：所）

集計 事業所数	定年の引き上げ		継続雇用制度の導入		定年の定め廃止	
		構成比		構成比		構成比
80	13	16.3%	62	77.5%	5	6.3%

(5) 労働組合について

労働組合があると回答したのは、18事業所（17.0%）となった。

表 労働組合の有無 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない		未回答	
		構成比		構成比		構成比
106	18	17.0%	86	81.1%	2	1.9%

(6) 労働力の過不足について

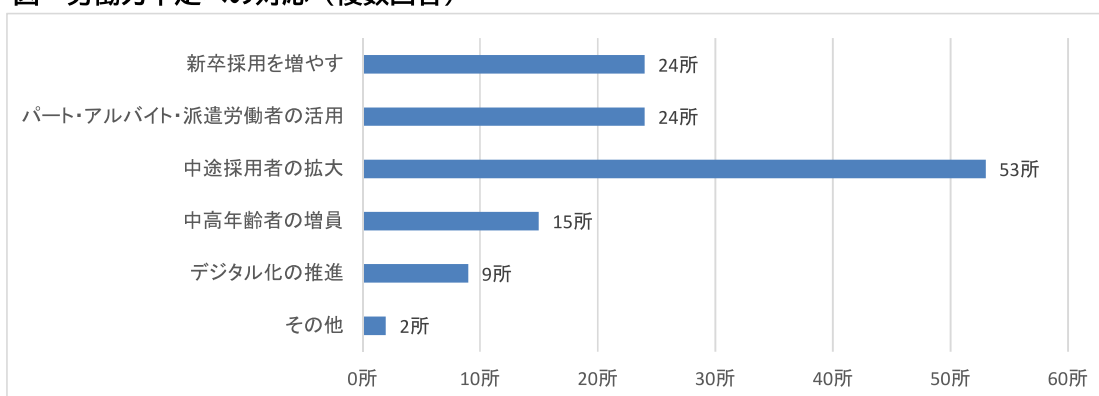
労働力が不足していると回答したのは、64事業所（61.5%）となり、次いで、充足しているが40事業所（38.5%）、過剰であるが0事業所（0%）となった。

表 労働力の過不足 (単位：所)

集計 事業所数	充足している		過剰である		不足している	
		構成比		構成比		構成比
104	40	38.5%	0	0.0%	64	61.5%

不足していると回答した事業所の今後の対応は、中途採用者の拡大が全体の41.7%となり、次いで新卒採用を増やす、パート・アルバイト派遣労働者の活用が18.9%となった。

図 労働力不足への対応（複数回答）



(7) 離職の状況について

令和3年10月以降に採用した新卒者は222人で、そのうち令和6年9月30日までに離職した人数は40人となり、その離職率は18.0%となった。

表 離職の状況（新卒） (単位：人)

集計 事業所数	R3.10以降の 新卒採用者数	離職者数	離職率
106	222	40	18.0%

(8) 求職者の対応について

職場見学を受け入れた事業所は、21事業所（19.8%）、受け入れ人数は240人、インターンシップを受け入れた事業所は、16事業所（15.1%）、受け入れ人数は106人であった。

表 受け入れ状況

（単位：所、人）

区分	集計 事業所数	受け入れた		受入人数	受け入れていない	
			構成比			構成比
職場見学	106	21	19.8%	240	85	80.2%
インターンシップ	106	16	15.1%	106	90	84.9%

表 今後の受入予定

区分	集計 事業所数	あり		なし	
			構成比		構成比
職場見学	100	27	27.0%	73	73.0%
インターンシップ	98	20	20.4%	78	79.6%

5 ワークライフバランスについて

(1) 労働時間について

1ヶ月の平均時間外労働は、10時間以下が43事業所（40.6%）と最も多く、次いで10時間超～20時間以下が34事業所（32.1%）、20時間超～30時間以下が15事業所（14.2%）であった。

表 1ヶ月の平均時間外労働

（単位：所）

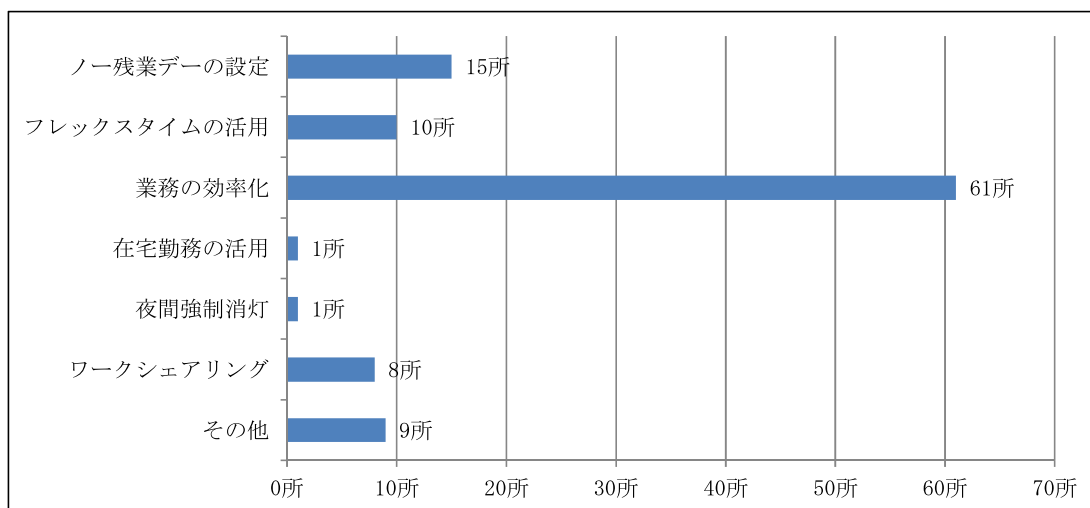
集計 事業所数	10時間以下	10時間超～ 20時間以下	20時間超～ 30時間以下	30時間超～ 40時間以下	40時間超	なし
106	43	34	15	5	3	6

長時間労働削減に向けた取り組みについて、実施している事業所は、78事業所（73.6%）であった。具体的な取組としては「業務の効率化」が最も多く、「その他」の中には、「委員会での対応検討」、「マルチスキルの習得」などが挙げられた。

表 長時間労働削減に向けた取組 （単位：所）

集計 事業所数	実施している		実施していない	
		構成比		構成比
103	78	75.7%	25	24.3%

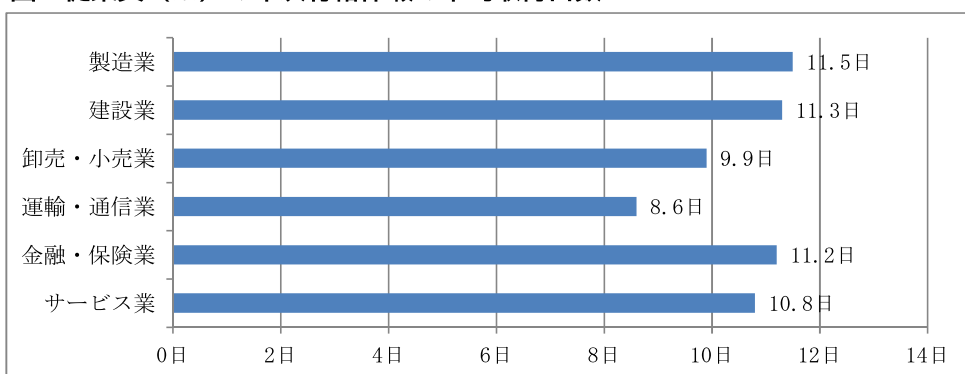
図 長時間労働削減に向けた取り組み（複数回答）



(2) 年次有給休暇の取得状況

従業員（※）の年次有給休暇の平均取得日数は、10.8日となっており、産業別では、製造業が11.5日と最も多くなっている。

図 従業員（※）の年次有給休暇の平均取得日数



※年間10日以上の有給休暇を付与されている従業員（パート・アルバイト等を含む）

(3) 休業制度について

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は、81事業所（76.4%）、介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は、78事業所（73.6%）であった。

表 育児休業制度の有無（単位：所）

集計 事業所数	定めている		定めている	
		構成比		構成比
106	81	76.4%	25	23.6%

表 介護休業制度の有無（単位：所）

集計 事業所数	定めている		定めている	
		構成比		構成比
106	78	73.6%	28	26.4%

育児休業制度、介護休業制度ともに、休業中の賃金は無給が最も多かった。

また、取得実績については、育児休業が男性36人、女性51人、介護休業が男性、女性ともに2人と、性別を問わず利用が進んでいることが見受けられる。

しかし、育児休業については、女性の方が取得期間が長い傾向にある。

図 育児休業中の賃金支給状況

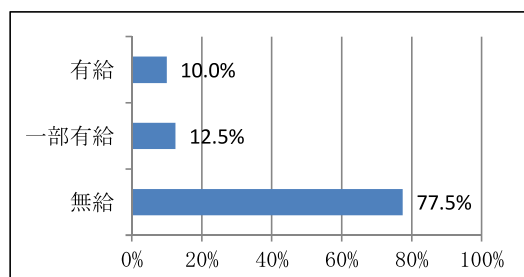


図 介護休業中の賃金支給状況

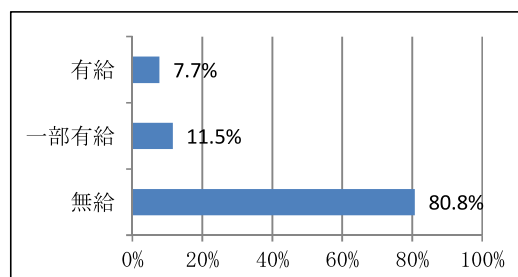


図 育児休業の取得状況 (単位：人)

	男	女
1ヶ月未満	16	0
1ヶ月超～3ヶ月以内	11	1
3ヶ月超～6ヶ月以内	2	5
6ヶ月超～1年以内	5	25
1年以上～2年以内	2	19
2年超～	0	1
合計	36	51

図 介護休業の取得状況 (単位：人)

	男	女
1ヶ月未満	1	1
1ヶ月超～3ヶ月以内	1	1
3ヶ月超～6ヶ月以内	0	0
6ヶ月超～1年以内	0	0
1年以上～2年以内	0	0
2年超～	0	0
合計	2	2

育児休業制度、介護休業制度を就業規則等に定めていない事業所においては、今後導入を予定していない事業所が、導入予定がある事業所を大きく上回った。

表 育児休業制度の導入予定 (単位：所)

集計 事業所数	あり		なし	
		構成比		構成比
25	4	16.0%	21	84.0%

表 介護休業制度の導入予定 (単位：所)

集計 事業所数	あり		なし	
		構成比		構成比
28	5	17.9%	23	82.1%

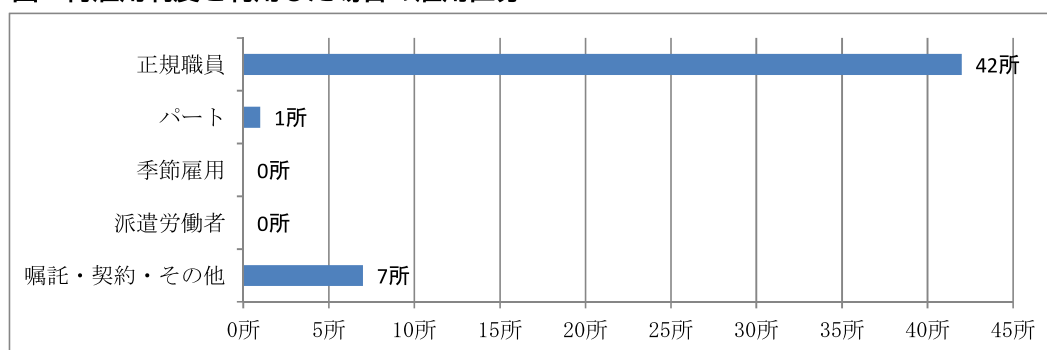
- (4) 育児・妊娠・出産・介護のために一度退職した者の再雇用制度について
再雇用制度を定めている事業所は、38事業所（36.2%）となった。

表 再雇用制度の有無

(単位：所)

集計 事業所数	ある		検討中		ない	
		構成比		構成比		構成比
105	38	36.2%	15	14.3%	52	49.5%

図 再雇用制度を利用した場合の雇用区分



- (5) 女性の登用について

女性管理職の登用状況は、管理職全体に対する女性管理職の割合で見ると、サービス業が25.0%と最も高く、次いで、運輸・通信業が15.4%となった。

表 各業種における女性管理職の人数

(単位：人)

区分		集計 事業所数	管理職の 人数	女性管理職 の人数	女性管理職 の割合
産業別	製造業	24	132	5	3.8%
	建設業	28	54	4	7.4%
	卸売・小売業	14	104	3	2.9%
	運輸・通信業	8	13	2	15.4%
	金融・保険業	5	37	2	5.4%
	サービス業	27	188	47	25.0%
全体		106	528	63	11.9%

6 景況感について

(1) 昨年度と比較した売上について

昨年度と売上を比較したところ「減少した」が49事業所（36.8%）と最も多く、次いで「変化なし」が43事業所（32.3%）となった。

表 昨年度と比較した売上

集計 事業所数	増加した		変化なし		減少した	
		構成比		構成比		構成比
133	41	30.8%	43	32.3%	49	36.8%

7 事業承継について

(1) 事業承継について

事業承継について、経営課題ではないと感じている事業所が104事業所（77.6%）であり、経営課題であると感じている30事業所（22.4%）を大きく上回った。

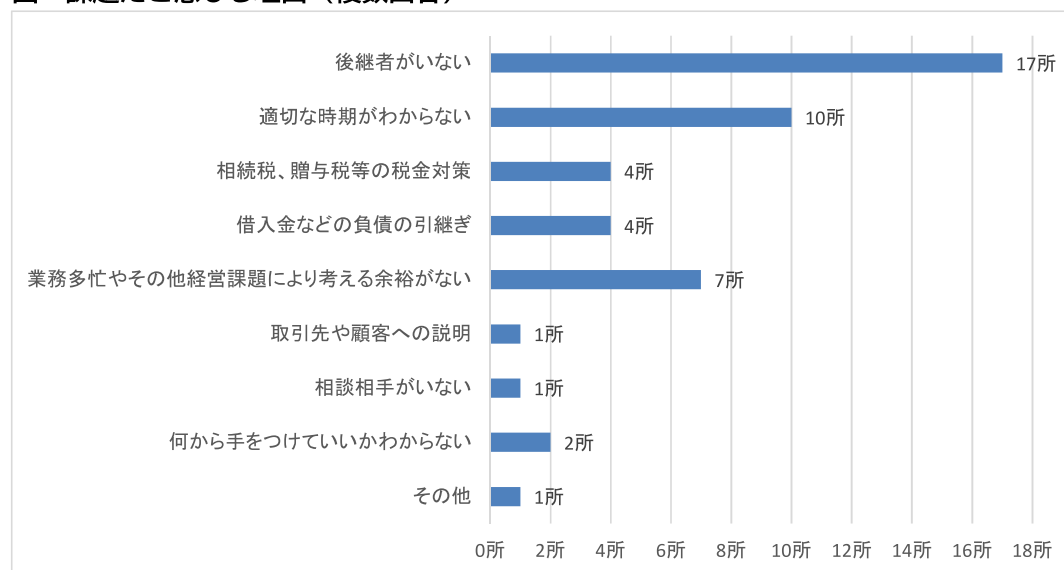
表 事業承継に係る課題意識

集計 事業所数	経営課題である		経営課題ではない	
		構成比		構成比
134	30	22.4%	104	77.6%

(2) 課題であると感じる理由

経営課題であると感じる理由について、「後継者がいない」が17事業所（36.2%）と最も多く、次いで「適切な時期がわからない」が10事業所（21.3%）であった。

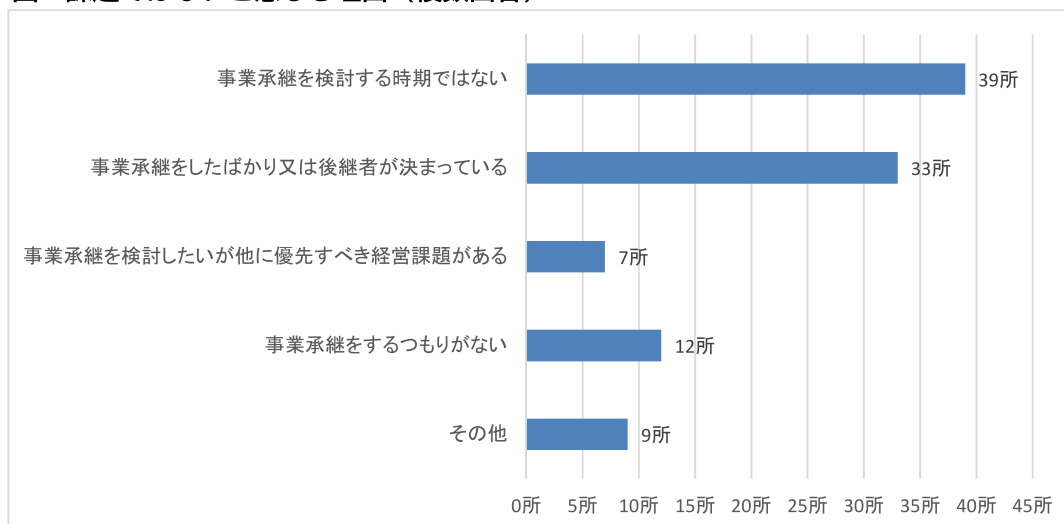
図 課題だと感じる理由（複数回答）



(3) 課題ではないと感じる理由

経営課題ではないと感じる理由について。「事業承継を検討する時期ではない」が39事業所（39.0%）と最も多く、次いで「事業承継をしたばかり又は後継者が決まっている」が33事業所（33.0%）であった。

図 課題ではないと感じる理由（複数回答）



資 料

別表1 産業・規模・年齢別従業員の構成

区分		正規従業員			非正規従業員			季節労働者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
産業別	製造業	799	136	935	105	118	223	45	29	74
	建設業	472	66	538	25	19	44	7	0	7
	卸売・小売業	213	77	290	40	81	121	3	0	3
	運輸・通信業	192	34	226	51	11	62	5	0	5
	金融・保険業	26	12	38	3	14	17	0	0	0
	サービス業	847	584	1431	241	495	736	0	1	1
規模別	4人未満	18	10	28	3	5	8	0	0	0
	4～10人	136	32	168	15	33	48	6	0	6
	11～50人	837	209	1046	125	138	263	37	5	42
	51～100人	606	223	829	95	124	219	17	25	42
	101人以上	952	435	1387	227	438	665	0	0	0
年齢別	20歳未満	9	8	17	2	4	6	1	0	1
	20～29歳	264	146	410	22	41	63	4	1	5
	30～39歳	455	190	645	26	79	105	6	4	10
	40～49歳	636	229	865	16	158	174	11	6	17
	50～59歳	795	243	1038	37	200	237	7	5	12
	60～64歳	233	74	307	110	120	230	6	5	11
	65歳以上	157	19	176	252	136	388	25	9	34
合計		2549	909	3458	465	738	1203	60	30	90

(単位：人)

外国人技能実習生			合計			区分別構成比				男女構成比	
男	女	計	男	女	計	正規	非正規	季節労働者	外国人	男	女
46	25	71	995	308	1,303	71.8%	17.1%	5.7%	5.4%	76.4%	23.6%
2	0	2	506	85	591	91.0%	7.5%	1.2%	0.3%	85.6%	14.4%
0	0	0	256	158	414	70.0%	29.3%	0.7%	0.0%	61.8%	38.2%
0	0	0	248	45	293	77.1%	21.2%	1.7%	0.0%	84.6%	15.4%
0	0	0	29	26	55	69.1%	30.9%	0.0%	0.0%	52.7%	47.3%
0	3	3	1,088	1,083	2,171	65.9%	33.9%	0.0%	0.2%	50.1%	49.9%
0	0	0	21	15	36	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	58.3%	41.7%
0	0	0	157	65	222	75.7%	21.6%	2.7%	0.0%	70.7%	29.3%
9	0	9	1,008	352	1,360	76.9%	19.3%	3.1%	0.7%	74.1%	25.9%
7	14	21	725	386	1,111	74.6%	19.7%	3.8%	1.9%	65.3%	34.7%
32	14	46	1,211	887	2,098	66.1%	31.7%	0.0%	2.2%	57.7%	42.3%
2	2	4	14	14	28	60.7%	21.4%	3.6%	14.3%	50.0%	50.0%
37	14	51	327	202	529	77.5%	11.9%	0.9%	9.7%	61.8%	38.2%
6	6	12	493	279	772	83.5%	13.6%	1.3%	1.6%	63.9%	36.1%
3	6	9	666	399	1,065	81.2%	16.3%	1.7%	0.8%	62.5%	37.5%
0	0	0	839	448	1,287	80.7%	18.4%	0.9%	0.0%	65.2%	34.8%
0	0	0	349	199	548	56.0%	42.0%	2.0%	0.0%	63.7%	36.3%
0	0	0	434	164	598	29.4%	64.9%	5.7%	0.0%	72.6%	27.4%
48	28	76	3,122	1,705	4,827	71.6%	24.9%	1.9%	1.6%	64.7%	35.3%

別表2 新規正規従業員の採用内訳

(単位：人)

区分		産業別						規模別				合計
		製造業	建設業	卸売・ 小売業	運輸・ 通信業	金融・ 保険業	サービス業	4～10人	11～50人	51～100人	101人 以上	
新卒 用者数	高卒	3 (0)	3 (2)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	3 (0)	1 (0)	9 (2)
	短大卒	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	大卒	7 (4)	4 (1)	18 (2)	1 (0)	1 (1)	9 (6)	2 (1)	8 (1)	19 (6)	11 (6)	40 (14)
	上記 以外	1 (1)	1 (1)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	11 (1)	6 (6)	20 (10)
	計	11 (5)	8 (4)	35 (2)	1 (0)	1 (1)	17 (14)	2 (1)	16 (6)	37 (7)	18 (12)	73 (26)
その他	高卒	27 (11)	16 (14)	10 (0)	40 (23)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	39 (24)	44 (22)	15 (4)	98 (50)
	短大卒	3 (1)	7 (5)	4 (0)	2 (0)	1 (1)	3 (0)	1 (1)	12 (5)	4 (1)	3 (0)	20 (7)
	大卒	8 (2)	7 (3)	26 (6)	3 (2)	0 (0)	50 (13)	2 (0)	30 (7)	13 (7)	49 (12)	94 (26)
	上記 以外	6 (3)	19 (13)	8 (1)	35 (20)	0 (0)	24 (14)	4 (1)	29 (18)	53 (29)	6 (3)	92 (51)
	計	44 (17)	49 (35)	48 (7)	80 (45)	1 (1)	82 (29)	7 (2)	110 (54)	114 (59)	73 (19)	304 (134)
合計	高卒	30 (11)	19 (16)	13 (0)	40 (23)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	44 (26)	47 (22)	16 (4)	107 (52)
	短大卒	3 (1)	7 (5)	8 (0)	2 (0)	1 (1)	3 (0)	1 (1)	12 (5)	8 (1)	3 (0)	24 (7)
	大卒	15 (6)	11 (4)	44 (8)	4 (2)	1 (1)	59 (19)	4 (1)	38 (8)	32 (13)	60 (18)	134 (40)
	上記 以外	7 (4)	20 (14)	18 (1)	35 (20)	0 (0)	32 (22)	4 (1)	32 (21)	64 (30)	12 (9)	112 (61)
	計	55 (22)	57 (39)	83 (9)	81 (45)	2 (2)	99 (43)	9 (3)	126 (60)	151 (66)	91 (31)	377 (160)

※ () 内は地元出身者

別表3 来年度（令和7年度）の採用見込み

(単位：所)

区分		集計 事業所数	予定あり		状況により採用の可能性あり		予定なし	
				構成比		構成比		構成比
産業別	製造業	23	7	30.4%	11	47.8%	5	21.8%
	建設業	27	11	40.7%	11	40.7%	5	18.6%
	卸売・小売業	14	4	28.6%	6	42.8%	4	28.6%
	運輸・通信業	7	4	57.1%	1	14.3%	2	28.6%
	金融・保険業	5	1	20.0%	3	60.0%	1	20.0%
	サービス業	27	11	40.7%	9	33.3%	7	26.0%
規模別	4～10人	23	6	26.1%	8	34.8%	9	39.1%
	11～50人	52	17	32.7%	25	48.1%	10	19.2%
	51～100人	15	6	40.0%	5	33.3%	4	26.7%
	101人以上	11	9	81.8%	1	9.1%	1	9.1%
全体		103	38	36.9%	41	39.8%	24	25.8%

別表4 新卒者の平均初任給

(単位：円)

区分		事務・営業系			技術・資格系		
		高卒	短大卒	大卒	高卒	短大卒	大卒
産業別	製造業	172,438	181,142	195,476	178,794	183,778	202,194
	建設業	178,083	197,505	210,728	203,065	210,047	227,139
	卸売・小売業	190,237	191,994	205,859	187,019	196,221	210,019
	運輸・通信業	223,500	223,500	223,500	199,250	217,333	217,333
	金融・保険業	176,933	182,000	219,250	-	-	-
	サービス業	168,199	177,658	175,593	180,139	186,202	198,867
規模別	4～10人	182,580	183,900	199,700	200,000	206,429	221,444
	11～50人	174,358	189,840	194,015	187,940	194,144	207,820
	51～100人	185,155	188,578	205,267	194,800	202,370	215,645
	101人以上	171,564	181,509	193,933	174,247	181,703	199,429
全体		177,498	187,208	197,253	189,727	196,353	210,546

別表5 正規従業員の平均基本給（事務・営業系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	216,596	216,500	230,000	209,875	-	230,667	210,600
30～34	242,207	234,000	265,000	209,667	-	283,500	247,613
35～39	257,697	292,000	-	290,750	-	291,500	240,360
40～44	334,940	260,000	260,000	306,750	-	294,000	375,033
45～49	284,378	269,250	-	286,500	-	-	258,833
50～54	364,500	-	-	353,250	-	487,500	377,167
55～59	314,063	395,000	-	260,000	-	292,500	342,500
60～64	303,333	352,000	-	272,111	-	-	363,500
65以上	230,800	269,000	180,000	268,000	-	240,000	316,500
平均	283,168	285,969	233,750	272,989	-	302,810	303,567

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	215,500	-	-	-	-	-	215,500
25～29	199,000	182,000	195,000	-	-	217,000	202,000
30～34	243,222	196,000	208,000	251,500	-	256,000	220,000
35～39	237,750	217,000	-	276,000	168,000	256,000	-
40～44	315,700	210,000	278,000	502,000	-	-	250,500
45～49	275,053	277,778	307,600	317,000	-	193,000	266,333
50～54	280,993	369,875	217,667	211,000	-	256,000	272,900
55～59	296,947	254,375	-	409,500	176,000	269,000	327,100
60～64	273,333	308,000	280,000	-	-	-	247,000
65以上	244,000	-	120,000	368,000	-	-	-
平均	258,150	251,878	229,467	333,571	172,000	241,167	250,167

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	190,200	187,000	-	210,000	-	180,000	-
25～29	195,556	188,000	350,000	-	-	-	172,250
30～34	226,917	203,000	-	250,000	-	-	-
35～39	254,250	186,000	-	247,500	-	-	300,000
40～44	274,542	239,000	245,000	291,000	-	-	236,500
45～49	253,167	300,500	183,500	305,000	-	257,000	235,000
50～54	224,283	-	182,250	-	-	165,000	295,625
55～59	282,540	269,000	196,000	359,167	220,000	220,000	395,667
60～64	223,208	-	246,750	275,000	294,000	-	188,500
65以上	212,733	186,000	280,000	257,667	-	-	-
平均	233,740	219,813	240,500	274,417	257,000	205,500	260,506

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	-	-	-	-	-
25～34	-	-	-	-	-	-	-
35～44	-	-	-	-	-	-	-
45～54	210,000	-	210,000	-	-	-	-
55～64	-	-	-	-	-	-	-
65以上	-	-	-	-	-	-	-
平均	210,000	-	210,000	-	-	-	-

2 規模別

(1) 大学卒

年齢 \ 業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	216,596	193,500	220,000	217,500	232,333
30～34	242,207	211,750	251,800	249,250	265,833
35～39	257,697	240,667	257,697	256,333	339,000
40～44	334,940	220,000	220,000	279,000	349,167
45～49	284,378	234,000	284,378	352,000	261,250
50～54	364,500	487,500	294,375	478,000	386,750
55～59	314,063	292,500	314,063	395,000	429,000
60～64	303,333	120,000	303,333	352,000	427,000
65以上	230,800	251,333	198,167	-	433,000
平均	283,168	250,139	260,424	322,385	347,037

(2) 短大・専門卒

年齢 \ 業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	215,500	-	-	-	215,500
25～29	199,000	198,500	199,500	-	-
30～34	243,222	266,500	226,000	250,000	-
35～39	237,750	-	270,500	168,000	-
40～44	315,700	-	315,500	365,500	-
45～49	275,053	247,500	237,444	350,000	263,500
50～54	280,993	238,333	238,925	376,250	181,000
55～59	296,947	-	296,947	407,000	397,875
60～64	273,333	-	273,333	-	-
65以上	244,000	244,000	-	-	-
平均	258,150	238,967	257,269	319,458	264,469

(3) 高校卒

年齢 \ 業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	190,200	180,000	190,200	197,000	-
25～29	195,556	350,000	177,500	-	-
30～34	226,917	203,000	226,917	-	-
35～39	254,250	187,000	254,250	-	189,000
40～44	274,542	350,000	277,375	255,000	206,000
45～49	253,167	230,333	234,500	414,500	-
50～54	224,283	142,500	229,250	329,000	356,000
55～59	282,540	239,125	262,250	416,000	282,540
60～64	223,208	260,500	220,500	294,000	194,500
65以上	212,733	219,625	221,000	-	-
平均	233,740	236,208	229,374	317,583	245,608

(4) 中学卒

年齢 \ 業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	-	-	-	-	-
25～34	-	-	-	-	-
35～44	-	-	-	-	-
45～54	210,000	-	210,000	-	-
55～64	-	-	-	-	-
65以上	-	-	-	-	-
平均	210,000	-	210,000	-	-

別表6 正規従業員の平均基本給（技術・資格系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	223,867	212,167	231,800	-	-	-	202,500
30～34	226,900	244,583	294,667	211,000	-	-	195,000
35～39	279,142	274,167	287,000	238,167	-	-	301,500
40～44	290,517	232,083	389,500	279,500	-	-	284,583
45～49	302,633	282,333	242,500	489,000	-	-	304,500
50～54	314,900	282,333	269,000	371,000	-	-	365,000
55～59	375,625	260,000	331,000	-	-	-	382,000
60～64	270,500	260,000	-	-	-	-	281,000
65以上	612,500	-	265,000	-	-	-	960,000
平均	321,843	255,958	288,808	317,733	-	-	364,009

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	201,444	216,000	211,500	214,000	-	-	176,000
25～29	215,867	195,000	168,500	253,000	-	-	200,625
30～34	219,850	191,500	201,667	257,000	-	-	219,850
35～39	227,867	214,083	246,750	265,000	-	-	208,125
40～44	231,650	241,500	259,500	232,000	-	-	214,750
45～49	284,797	283,222	310,778	281,500	-	-	229,333
50～54	313,377	318,000	335,733	390,000	253,000	-	269,000
55～59	273,667	274,333	279,000	481,000	-	-	261,000
60～64	286,000	-	310,000	-	254,000	-	294,000
65以上	264,875	318,000	98,000	-	210,000	-	343,500
平均	251,939	250,182	242,143	296,688	239,000	-	241,618

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	204,475	196,000	206,833	211,000	-	-	209,000
25～29	225,150	218,875	244,278	-	206,000	-	210,000
30～34	243,223	219,250	253,400	257,500	-	-	230,000
35～39	238,497	236,300	275,667	-	254,000	-	200,000
40～44	245,548	219,400	270,567	320,000	-	-	218,778
45～49	269,950	269,729	290,399	331,000	213,250	-	248,500
50～54	295,888	286,083	307,270	358,500	286,000	-	253,583
55～59	286,915	301,667	316,033	250,000	261,000	-	238,000
60～64	307,905	335,722	290,000	-	224,000	-	340,000
65以上	216,088	326,750	204,667	-	210,500	-	-
平均	253,364	260,978	265,911	288,000	236,393	-	238,651

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	-	-	-	-	-
25～34	234,000	234,000	-	-	-	-	-
35～44	254,083	224,500	257,000	269,000	-	-	-
45～54	258,750	254,000	263,500	-	-	-	-
55～64	322,306	422,000	314,083	-	290,000	-	-
65以上	290,375	-	286,000	-	290,000	-	-
平均	271,903	283,625	280,146	-	290,000	-	-

2 規模別

(1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	223,867	208,000	214,333	219,250	226,000
30～34	226,900	200,000	242,208	236,750	209,167
35～39	279,142	285,000	249,556	296,000	275,000
40～44	290,517	389,667	244,833	281,333	264,000
45～49	302,633	462,500	310,250	253,667	269,833
50～54	314,900	337,250	280,375	-	435,667
55～59	375,625	-	560,333	209,000	298,500
60～64	270,500	260,000	270,500	-	332,000
65以上	612,500	300,000	815,000	-	520,000
平均	321,843	305,302	354,154	249,333	314,463

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	201,444	-	196,000	245,000	196,000
25～29	215,867	202,333	252,500	215,667	177,000
30～34	219,850	241,333	215,333	-	182,000
35～39	227,867	282,000	219,500	246,000	213,000
40～44	231,650	232,000	222,800	282,000	-
45～49	284,797	298,667	255,367	388,667	246,000
50～54	313,377	310,000	289,000	467,000	323,000
55～59	273,667	300,000	316,000	277,333	201,000
60～64	286,000	310,000	274,000	274,000	-
65以上	264,875	98,000	335,000	335,000	-
平均	251,939	252,704	257,550	303,407	219,714

(3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	204,475	-	205,375	211,500	192,000
25～29	225,150	263,167	215,000	224,667	204,500
30～34	243,223	227,500	230,708	279,500	-
35～39	238,497	-	227,067	256,667	213,500
40～44	245,548	226,000	250,488	-	212,500
45～49	269,950	268,250	265,433	251,967	258,000
50～54	295,888	249,500	299,209	296,667	274,333
55～59	286,915	315,000	271,513	302,333	326,000
60～64	307,905	390,000	298,954	223,500	189,000
65以上	216,088	203,250	238,278	224,500	-
平均	253,364	267,833	250,203	252,367	233,729

(4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	-	-	-	-	-
25～34	234,000	-	234,000	-	-
35～44	254,083	-	254,083	-	-
45～54	258,750	-	249,333	287,000	-
55～64	322,306	333,250	319,667	290,000	-
65以上	290,375	313,000	283,250	290,000	-
平均	271,903	323,125	268,067	289,000	-

別表7 正規従業員の年間平均総支給額（事務・営業系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	3,047,367	3,831,000	3,600,000	2,139,375	-	3,312,000	3,701,467
30～34	4,535,017	4,409,500	4,400,000	4,979,000	-	4,988,000	4,357,720
35～39	5,226,997	4,060,000	-	6,090,500	-	5,336,750	5,146,640
40～44	6,297,007	5,429,000	5,429,000	6,178,500	-	6,670,500	6,551,900
45～49	5,403,967	4,684,500	-	6,071,500	-	-	4,916,667
50～54	6,756,917	-	-	6,452,000	-	8,266,500	7,150,250
55～59	6,577,313	7,626,000	-	5,988,000	-	5,871,000	7,485,000
60～64	6,573,542	8,835,000	-	6,237,222	-	-	6,367,000
65以上	4,598,880	3,873,000	2,880,500	4,876,000	-	5,337,667	5,404,500
平均	5,446,334	5,343,500	4,077,375	5,445,789	-	5,683,202	5,675,683

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	3,445,000	-	-	-	-	-	3,445,000
25～29	3,273,500	3,674,000	1,630,000	-	-	4,116,000	3,674,000
30～34	3,730,556	3,721,500	3,198,000	3,610,500	-	4,068,000	3,505,000
35～39	4,427,833	4,371,000	-	5,290,000	2,209,000	5,450,000	-
40～44	5,184,600	4,013,000	4,807,000	7,785,000	-	-	4,407,500
45～49	4,806,233	4,913,778	5,311,100	5,336,000	-	2,748,000	4,625,333
50～54	5,488,320	7,207,063	3,778,000	5,881,667	-	4,772,000	5,210,500
55～59	5,665,570	4,667,625	-	7,876,000	4,723,000	6,354,000	6,119,900
60～64	4,672,333	4,494,000	5,158,000	-	-	-	4,944,000
65以上	4,409,500	-	2,340,000	6,479,000	-	-	-
平均	4,510,345	4,632,746	3,746,014	6,036,881	3,466,000	4,584,667	4,491,404

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	3,064,600	3,208,333	-	3,744,000	-	1,954,000	-
25～29	2,738,222	2,104,000	4,200,000	-	-	-	2,849,750
30～34	3,475,000	3,258,000	-	4,130,000	-	-	-
35～39	3,878,850	3,064,000	-	4,174,100	-	-	3,600,000
40～44	4,963,917	4,782,000	3,696,000	5,434,500	-	-	4,058,500
45～49	4,153,500	4,864,000	4,077,000	4,931,000	-	4,181,000	3,043,500
50～54	3,936,333	-	3,151,375	-	-	3,140,000	5,336,250
55～59	4,699,067	4,530,600	2,964,000	5,662,167	4,032,000	4,032,000	6,433,000
60～64	3,691,250	-	3,668,750	3,300,000	5,111,000	-	3,588,333
65以上	2,949,067	2,528,000	3,415,000	4,667,333	-	-	-
平均	3,754,981	3,542,367	3,596,018	4,505,388	4,571,500	3,326,750	4,129,905

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	-	-	-	-	-
25～34	-	-	-	-	-	-	-
35～44	-	-	-	-	-	-	-
45～54	3,120,000	-	3,120,000	-	-	-	-
55～64	-	-	-	-	-	-	-
65以上	-	-	-	-	-	-	-
平均	3,120,000	-	3,120,000	-	-	-	-

2 規模別

(1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	3,047,367	3,666,000	2,843,333	3,644,500	3,969,833
30～34	4,535,017	4,530,625	4,638,000	4,426,250	4,667,250
35～39	5,226,997	5,225,444	5,226,997	5,196,500	6,077,000
40～44	6,297,007	5,042,000	5,042,000	5,557,750	6,880,722
45～49	5,403,967	4,638,000	5,403,967	6,263,000	5,375,250
50～54	6,756,917	8,266,500	5,941,625	7,541,000	7,433,500
55～59	6,577,313	5,871,000	6,577,313	7,626,000	7,990,000
60～64	6,573,542	1,955,000	6,573,542	8,835,000	7,734,000
65以上	4,598,880	5,589,667	3,007,500	-	8,159,000
平均	5,446,334	4,976,026	5,028,253	6,136,250	6,476,284

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	3,445,000	-	-	-	3,445,000
25～29	3,273,500	2,652,000	3,895,000	-	-
30～34	3,730,556	3,407,250	3,894,750	4,002,500	-
35～39	4,427,833	-	5,301,833	2,209,000	-
40～44	5,184,600	-	5,646,250	5,310,000	-
45～49	4,806,233	4,424,000	4,255,889	5,839,750	4,654,833
50～54	5,488,320	5,648,500	4,573,800	7,565,625	3,419,000
55～59	5,665,570	-	5,665,570	8,076,000	7,410,000
60～64	4,672,333	-	4,672,333	-	-
65以上	4,409,500	4,409,500	-	-	-
平均	4,510,345	4,108,250	4,738,178	5,500,479	4,732,208

(3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	3,064,600	1,954,000	3,064,600	3,439,000	-
25～29	2,738,222	4,200,000	2,601,167	-	-
30～34	3,475,000	3,258,000	3,475,000	-	-
35～39	3,878,850	3,737,167	3,878,850	-	3,204,000
40～44	4,963,917	4,200,000	5,214,250	4,648,500	4,379,000
45～49	4,153,500	3,960,000	3,868,375	6,404,000	-
50～54	3,936,333	2,320,000	4,099,708	6,319,000	6,550,000
55～59	4,699,067	4,267,500	4,478,167	5,927,000	4,699,067
60～64	3,691,250	3,831,000	3,448,667	5,111,000	3,685,000
65以上	2,949,067	3,255,000	2,795,000	-	-
平均	3,754,981	3,498,267	3,692,378	5,308,083	4,503,413

(4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	-	-	-	-	-
25～34	-	-	-	-	-
35～44	-	-	-	-	-
45～54	3,120,000	-	3,120,000	-	-
55～64	-	-	-	-	-
65以上	-	-	-	-	-
平均	3,120,000	-	3,120,000	-	-

別表8 正規従業員の年間平均総支給額（技術・資格系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	3,880,600	3,419,167	4,329,200	-	-	-	2,999,000
30～34	4,100,933	4,389,500	5,475,667	3,425,000	-	-	3,529,625
35～39	5,025,033	5,281,417	5,221,500	3,902,167	-	-	4,879,625
40～44	5,126,254	4,282,167	6,196,000	4,422,000	-	-	5,230,417
45～49	5,540,733	5,342,333	4,216,000	10,372,000	-	-	5,042,750
50～54	5,584,304	5,140,889	5,655,667	6,299,000	-	-	5,549,833
55～59	5,709,500	3,762,000	4,932,000	-	-	-	5,828,833
60～64	4,635,333	3,890,000	-	-	-	-	5,380,667
65以上	8,487,500	-	3,785,000	-	-	-	13,190,000
平均	5,343,355	4,438,434	4,976,379	5,684,033	-	-	5,736,750

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	3,382,889	3,561,000	3,700,500	3,782,000	-	-	2,860,000
25～29	3,964,617	3,764,500	5,664,500	3,964,667	-	-	3,587,125
30～34	4,256,083	3,788,000	3,952,667	4,948,500	-	-	4,256,083
35～39	4,103,800	3,707,021	4,843,250	4,629,000	-	-	4,174,625
40～44	4,386,300	4,221,500	5,462,500	3,750,000	-	-	3,935,500
45～49	5,096,670	4,783,556	6,524,511	4,767,500	-	-	4,213,056
50～54	5,716,973	5,359,250	6,007,700	6,998,000	3,420,000	-	5,394,300
55～59	5,145,300	5,441,000	5,016,000	8,295,000	-	-	4,310,000
60～64	4,137,500	-	4,800,000	-	3,568,000	-	4,044,500
65以上	3,523,250	5,120,000	1,225,000	-	2,176,000	-	4,256,000
平均	4,371,338	4,416,203	4,719,663	5,141,833	3,054,667	-	4,103,119

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	3,157,492	3,061,500	3,163,500	3,592,333	-	-	3,333,000
25～29	3,665,750	3,579,625	3,740,389	-	3,541,500	-	3,210,000
30～34	4,244,293	3,974,417	4,428,800	4,253,500	-	-	3,420,000
35～39	4,308,227	4,171,800	5,165,000	-	4,395,000	-	3,704,667
40～44	4,322,137	3,790,867	4,885,933	5,781,000	-	-	4,394,444
45～49	4,635,191	4,261,521	5,437,940	5,159,500	3,845,917	-	4,261,125
50～54	5,046,498	4,813,083	5,502,320	5,973,500	3,301,000	-	4,470,333
55～59	4,770,747	5,013,333	5,466,067	4,853,000	3,794,833	-	4,168,250
60～64	4,854,285	5,771,111	4,697,500	-	3,219,667	-	5,350,000
65以上	3,299,438	4,369,750	3,329,167	-	3,399,375	-	-
平均	4,230,406	4,280,701	4,581,662	4,935,472	3,642,470	-	4,034,647

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	-	-	-	-	-
25～34	2,998,000	2,998,000	-	-	-	-	-
35～44	5,174,417	3,898,500	5,312,833	5,219,000	-	-	-
45～54	4,782,250	4,055,500	5,509,000	-	-	-	-
55～64	5,077,917	6,284,000	4,721,875	-	4,941,000	-	-
65以上	3,727,625	-	3,830,250	-	3,992,000	-	-
平均	4,352,042	4,309,000	4,843,490	-	4,466,500	-	-

2 規模別

(1) 大学卒

年齢	業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29		3,880,600	3,658,000	3,661,333	3,694,250	3,874,500
30～34		4,100,933	3,480,000	4,302,583	4,139,375	4,068,000
35～39		5,025,033	4,244,000	4,695,000	5,178,625	4,989,500
40～44		5,126,254	5,826,000	4,276,083	4,981,833	5,788,500
45～49		5,540,733	6,032,500	6,077,125	3,718,667	5,690,167
50～54		5,584,304	4,696,250	5,319,750	-	7,862,000
55～59		5,709,500	-	7,341,333	2,923,000	5,700,500
60～64		4,635,333	3,890,000	4,635,333	-	6,223,000
65以上		8,487,500	3,650,000	10,360,000	-	9,580,000
平均		5,343,355	4,434,594	5,629,838	4,105,958	5,975,130

(2) 短大・専門卒

年齢	業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24		3,382,889	-	3,441,000	4,301,000	3,210,500
25～29		3,964,617	4,690,000	4,091,500	3,638,333	3,799,750
30～34		4,256,083	4,002,667	4,353,667	-	3,783,500
35～39		4,103,800	4,662,000	4,103,813	4,472,500	4,374,833
40～44		4,386,300	3,750,000	4,290,500	4,499,000	-
45～49		5,096,670	5,615,667	4,374,033	6,937,667	5,082,000
50～54		5,716,973	4,511,500	5,431,000	7,904,000	6,590,667
55～59		5,145,300	5,200,000	5,338,000	5,477,333	3,597,000
60～64		4,137,500	4,800,000	3,806,250	3,806,250	-
65以上		3,523,250	1,225,000	4,544,000	4,544,000	-
平均		4,371,338	4,272,981	4,377,376	5,064,454	4,348,321

(3) 高校卒

年齢	業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24		3,157,492	-	3,182,000	3,367,500	3,161,000
25～29		3,665,750	3,811,833	3,308,250	3,887,833	3,602,000
30～34		4,244,293	4,045,000	4,093,083	4,319,500	-
35～39		4,308,227	-	4,170,200	4,379,167	4,692,500
40～44		4,322,137	3,478,000	4,515,315	-	3,459,000
45～49		4,635,191	4,779,750	4,703,083	4,207,567	4,135,000
50～54		5,046,498	4,103,250	5,025,238	5,211,333	5,090,833
55～59		4,770,747	4,839,500	4,393,013	4,989,056	6,844,000
60～64		4,854,285	5,064,000	5,000,867	3,483,500	4,056,000
65以上		3,299,438	3,212,750	3,680,778	3,438,500	-
平均		4,230,406	4,166,760	4,207,183	4,142,662	4,380,042

(4) 中学卒

年齢	業種	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24		-	-	-	-	-
25～34		2,998,000	-	2,998,000	-	-
35～44		5,174,417	-	5,174,417	-	-
45～54		4,782,250	-	4,872,333	4,512,000	-
55～64		5,077,917	4,681,500	5,411,833	4,941,000	-
65以上		3,727,625	2,656,500	4,277,250	3,992,000	-
平均		4,352,042	3,669,000	4,546,767	4,481,667	-

別表9 パートタイム従業員の採用状況

(単位：所)

区分		集計 事業所数	採用している		採用人数 (人)	採用しなかった	
				構成比			構成比
産業別	製造業	24	12	50.0%	44	12	50.0%
	建設業	28	6	21.4%	13	22	78.6%
	卸売・小売業	14	4	28.6%	21	10	71.4%
	運輸・通信業	8	1	12.5%	13	7	87.5%
	金融・保険業	5	2	40.0%	4	3	60.0%
	サービス業	27	18	66.7%	128	9	33.3%
規模別	4～10人	25	5	20.0%	7	20	80.0%
	11～50人	55	18	32.7%	75	37	67.3%
	51～100人	15	10	66.7%	35	5	33.3%
	101人以上	11	10	90.9%	106	1	9.1%
全体		106	43	40.6%	223	63	59.4%

別表10 パートタイム従業員の1日の労働時間

(単位：人)

区分		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
産業別	製造業	1	12	73	147
	建設業	0	6	10	23
	卸売・小売業	0	5	2	26
	運輸・通信業	0	2	3	29
	金融・保険業	0	0	10	3
	サービス業	4	62	171	329
規模別	4～10人	0	3	28	3
	11～50人	2	20	45	117
	51～100人	1	13	51	68
	101人以上	2	51	145	369
全体		5	87	269	557

別表11 パートタイム従業員の週間平均労働日数・平均時給

区分		集計事業所数	週間平均労働日数 (日)	平均時給 (円)
産業別	製造業	16	4.25	1,110
	建設業	13	3.85	1,092
	卸売・小売業	6	4.67	1,171
	運輸・通信業	3	4.67	1,125
	金融・保険業	4	4.75	1,094
	サービス業	23	4.61	1,182
規模別	4～10人	13	3.85	1,013
	11～50人	32	4.62	1,098
	51～100人	11	4.36	1,261
	101人以上	9	4.33	1,175
全体		65	4.38	1,138

別表12 夏期手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分		集計 事業所数	あり		なし		平均支給率 (月)	平均支給額 (円)
			構成比		構成比			
産業別	製造業	24	21	87.5%	3	12.5%	1.61	325,000
	建設業	27	23	85.2%	4	14.8%	1.24	100,000
	卸売・小売業	14	11	78.6%	3	21.4%	2.04	-
	運輸・通信業	7	5	71.4%	2	28.6%	1.60	192,000
	金融・保険業	5	3	60.0%	2	40.0%	2.03	-
	サービス業	27	21	77.8%	6	22.2%	1.66	-
規模別	4～10人	23	17	73.9%	6	26.1%	1.69	100,000
	11～50人	55	43	78.2%	12	21.8%	1.45	150,000
	51～100人	34	13	38.2%	21	61.8%	1.74	367,000
	101人以上	11	11	100.0%	0	0.0%	1.84	-
全体		104	84	80.8%	20	19.2%	1.60	226,800

別表13 年末手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分		集計 事業所数	あり		なし		平均支給率 (月)	平均支給額 (円)
				構成比		構成比		
産業別	製造業	24	20	83.3%	4	16.7%	1.93	700,000
	建設業	28	25	89.3%	3	10.7%	1.72	150,000
	卸売・小売業	14	12	85.7%	2	14.3%	2.35	-
	運輸・通信業	7	6	85.7%	1	14.3%	2.33	248,500
	金融・保険業	5	2	40.0%	3	60.0%	2.35	-
	サービス業	27	22	81.5%	5	18.5%	1.96	150,000
規模別	4～10人	24	18	75.0%	6	25.0%	2.08	200,000
	11～50人	55	44	80.0%	11	20.0%	1.90	183,333
	51～100人	15	14	93.3%	1	6.7%	1.82	448,500
	101人以上	11	11	100.0%	0	0.0%	2.20	-
全体		105	87	82.9%	18	17.1%	1.96	274,500

別表14 決算手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分		集計 事業所数	あり		なし		平均支給率 (月)	平均支給額 (円)
				構成比		構成比		
産業別	製造業	24	7	29.2%	17	70.8%	1.14	-
	建設業	28	10	35.7%	18	64.3%	1.77	415,000
	卸売・小売業	13	4	30.8%	9	69.2%	1.80	100,000
	運輸・通信業	7	2	28.6%	5	71.4%	1.00	-
	金融・保険業	5	2	40.0%	3	60.0%	0.55	-
	サービス業	27	14	51.9%	13	48.1%	1.22	113,000
規模別	4～10人	24	6	25.0%	18	75.0%	1.40	100,000
	11～50人	54	21	38.9%	33	61.1%	1.40	265,000
	51～100人	15	5	33.3%	10	66.7%	1.18	35,000
	101人以上	11	7	63.6%	4	36.4%	0.95	150,000
全体		104	39	37.5%	65	62.5%	1.29	186,875

別表15 燃料手当の有無

(単位：所)

区分		集計 事業所数	あり		なし	
			構成比		構成比	
産業別	製造業	24	17	70.8%	7	29.2%
	建設業	28	15	53.6%	13	46.4%
	卸売・小売業	14	8	57.1%	6	42.9%
	運輸・通信業	7	3	42.9%	4	57.1%
	金融・保険業	5	1	20.0%	4	80.0%
	サービス業	27	16	59.3%	11	40.7%
規模別	4～10人	24	12	50.0%	12	50.0%
	11～50人	55	28	50.9%	27	49.1%
	51～100人	15	12	80.0%	3	20.0%
	101人以上	11	8	72.7%	3	27.3%
全体		105	60	57.1%	45	42.9%

別表16 賃金の引き上げについて

(単位：所)

区分		集計 事業所数	実施した		実施していない	
				構成比		構成比
産業別	製造業	24	24	100.0%	0	0.0%
	建設業	28	24	85.7%	4	14.3%
	卸売・小売業	14	13	92.9%	1	7.1%
	運輸・通信業	7	5	71.4%	2	28.6%
	金融・保険業	5	5	100.0%	0	0.0%
	サービス業	27	26	96.3%	1	3.7%
規模別	4～10人	24	20	83.3%	4	16.7%
	11～50人	55	53	96.4%	2	3.6%
	51～100人	15	14	93.3%	1	6.7%
	101人以上	11	10	90.9%	1	9.1%
全体		105	97	92.4%	8	7.6%

別表17 労働力の過不足

(単位：所)

区分		集計 事業所数	不足している		充足している		過剰である	
				構成比		構成比		構成比
産業別	製造業	23	18	78.3%	5	21.7%	0	0.0%
	建設業	27	17	63.0%	10	37.0%	0	0.0%
	卸売・小売業	14	8	57.1%	6	42.9%	0	0.0%
	運輸・通信業	8	4	50.0%	4	50.0%	0	0.0%
	金融・保険業	5	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%
	サービス業	27	13	48.1%	14	51.9%	0	0.0%
規模別	4～10人	24	13	54.2%	11	45.8%	0	0.0%
	11～50人	54	35	64.8%	19	35.2%	0	0.0%
	51～100人	15	9	60.0%	6	40.0%	0	0.0%
	101人以上	11	7	63.6%	4	36.4%	0	0.0%
全体		104	64	61.5%	40	38.5%	0	0.0%

付 録

労働ワンポイント

1. 労働時間

労働時間を適正に把握するため、使用者が講ずべき基準は以下のとおりです。

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間の適正管理のため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則、次のいずれかの方法によること。

(ア) 使用者が、自ら現認することにより確認・記録すること。

(イ) タイムカード、IC カード等の客観的な記録を基礎として確認・記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

(2)の方法ではなく、自己申告制により行わざるを得ない場合、以下の措置を講ずること。

(ア) 自己申告制の導入前に、労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

(イ) 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査をすること。

(ウ) 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等、労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、5 年間保存すること。

(5) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等、労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(6) 労働時間短縮推進委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間短縮推進委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

2. パートタイマーの雇用について

パートタイマーの雇用に関しては、以下の注意点をご確認下さい。

(1) パートタイム労働者

パートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ短い労働者」のことで、パートタイマー、アルバイト等の名称は問いません。

パートタイム労働者にも労働基準法（以下、労基法という。）、労働安全衛生法、最低賃金法、労働災害補償保険法などの労働諸法令が適用されます。

(2) 労働条件通知書の交付

パートタイマーを雇い入れたときは、労働契約の期間、就業の場所及び従事すべき業務、労働時間、賃金及び退職について書面を交付して明示しなければなりません。（労基法第15条第1項、規則第5条第1項）

また、昇給などその他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を明示することが義務付けられています。（パートタイム労働法第6条）

(3) パートタイム労働者の就業規則

パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更するときはパートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聞くように努めなければなりません。（パートタイム労働法第7条）

(4) 解雇予告制度の適用

パートタイム労働者の契約期間が満了すれば、その時点で雇用契約は終了しますが、何度も雇用契約が更新され、実質的には期間の定めがないと契約と認められる場合は、法定の解雇予告手続が必要になります。

(5) 年次有給休暇の比例付与

パートタイム労働者に対しても年次有給休暇を与えなければなりません。（労基法第39条第3項）

週所定 労働時間	週所定 労働日数	1 年間の 所定労働 日数	勤続年数（これまでの勤続年数も通算されます。）						
			6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
30 時間以上			10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
30 時間未満	5 日以上	217 日以上							
	4 日	169～216 日							
	3 日	121～168 日							
	2 日	73～120 日							
	1 日	48～72 日							

3. 交通労働災害

交通労働災害防止のポイントは、以下のとおりです。

(1) 経営のトップが率先。交通事故対策を中心となって実施する者を決める。

(ア) まず、経営のトップが事故防止に取り組む姿勢を示すことです。

(イ) 次に、第二のポイント以下で述べる交通労働災害防止対策を中心となって実施する者（交通労働災害防止担当管理者）を決めましょう。

道路交通法等の規定により、安全運転管理者又は運行管理者を決めている場合は、重ねて選任する必要はありません。この場合、安全運転管理者が交通労働災害防止担当管理者の職務も行いましょう。

(ウ) 労働者数が 50 人以上で、安全委員会、衛生委員会等の組織がある場合は、その委員会の活動の中で交通労働災害防止に関する活動を行いましょう。この場合、交通労働災害防止管理者は、委員の一人として加わることになります。

(エ) 委員会等がない場合は、交通労働災害防止担当管理者（又は安全運転管理者）が、朝礼などを利用して行いましょう。できるだけ、今あるものを活用することを考えましょう。

(2) 安全運転を妨げる諸要因を取り除く。

（過労、道路の情報不足、車両の点検不備、過積載、気象等の情報不足等安全運転を妨げる要因はあちこちにある！！）

(ア) バス業、トラック運送業、タクシー業等の運送業については、自動車運転者の労働時間の改善のための基準を遵守する。

「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の概要

（令和 6 年 4 月～適用）

拘束時間	1 日	原則 13 時間、最大 15 時間
		※14 時間を超える拘束は、トラックでは 1 週間に 2 回以内、バスでは 1 週間に 3 回以内が目安
		※タクシーの隔日勤務では 2 暦日で 22 時間
	トラック等	1 箇月 284 時間（労使協定で、1 年のうち 6 箇月までは 1 年間の拘束時間が 3,400 時間を超えない範囲内で 310 時間まで延長可）
	バス等	4 週平均で 1 週間当たり 65 時間（労使協定による特例有り）
	タクシー	1 箇月 288 時間（日勤）262 時間（隔日勤務）（労使協定による特例有り）
休息時間	（勤務終了後次の勤務まで）継続 11 時間を基本とし、9 時間下限（タクシーの隔日勤務では継続 24 時間を基本とし、22 時間下限）	
運転時間	トラック等	2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内
		2 週平均で 1 週間当たり 44 時間以内
	バス等	2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内
		4 週平均で 1 週間当たり 40 時間以内
連続運転時間	4 時間以内（運転の中断には、1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転離脱が必要）	

- (イ) 走行経路についての事前情報の収集と無理の無い走行計画・走行管理を。
- (ウ) マイクロバス等で労働者の送迎を行う場合は、特に十分な運転技能を有する者に行わせる。
- (エ) 走行の前後に車両の点検を実施、長距離走行の場合は途中でも点検を行う。
- (オ) 運転者の服装・履き物・体調を走行前の点呼によりチェック。
- (カ) 異常気象は事前に確認し運転者に伝達。一時待機、走行中止などの適切な指示。
- (キ) 一旦事故が起こると重篤な災害に発展する過積載の禁止。

4. 事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」で自社の労働条件をチェック（厚生労働省）

(1) 労務管理・安全衛生管理などの診断

以下の6項目について、設問に回答することで、自社の労務管理・安全衛生などの問題点を診断することができます。

また、診断の結果、問題点が認められた場合には改善に向けた情報が提供されます。

- ・ 募集、採用、労働契約の締結
- ・ 就業規則、賃金、労働条件、年次有給休暇
- ・ 母性保護、育児、介護
- ・ 解雇、退職
- ・ 安全衛生管理
- ・ 労働保険、社会保険、その他

(2) 36協定届・就業規則作成支援ツール

労働基準監督署にそのまま提出できる36協定届、就業規則を作成できます。

スタートアップ労働条件
ポータルサイト



「必ずチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,010 6. 10. 1 発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,048 6. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,100 6. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,049 6. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,040 6. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみならずみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金 特設サイト

検索



北海道労働局

検索



賃金引上げ特設ページ

検索



厚生労働省

北海道労働局

労働基準監督署（支署）

労働相談窓口

1. 労働問題全般の相談

(1) 中小企業労働相談所（北海道）

道では、労働問題でお困りの皆様からの相談を面談あるいは電話などでお受けしています。
相談は無料ですので、まずはお電話ください。

- ① 労働相談ホットライン（9:00～20:00） 0120-81-6105（フリーダイヤル）
（携帯電話等からのご利用はできませんので、最寄りの労働相談所に直接お電話ください。）
- ② 石狩振興局中小企業労働相談所 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 011-204-5827

(2) 総合労働相談（北海道労働局）

労働条件、女性労働問題、募集採用、職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野のご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしております。ご相談は無料です。

お近くの総合労働相談コーナーは、次のとおりです。

- ① 北海道労働局総合労働相談コーナー
060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 011-709-2311
- ② 北海道労働局 札幌東総合労働相談コーナー
004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 札幌東労働基準監督署内 011-894-2821

2. 労働条件・労働災害などに関する相談

労働基準監督署

賃金、労働時間等の労働条件、職場の安全衛生・健康管理、労災保険に関する相談を取り扱っています。

札幌東労働基準監督署 004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 011-894-2821

3. 健康保険・厚生年金に関する相談

・厚生年金等

新さっぽろ年金事務所 004-8558 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30 011-892-1631

・健康保険等

全国健康保険協会北海道支部 001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
011-726-0352

4. 健康相談・保険指導に関する相談

(1) 北海道産業保健推進センター

勤労者の健康確保を図るため、産業医、地域産業保健センターをはじめとする産業保健関係者・関係機関を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、都道府県ごとに産業保健推進センターが設置されています。

北海道産業保健推進センター

060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7ビル2階 011-242-7701

(2) 地域産業保健センター

労働者に対しての健康相談の窓口を設置し、事業所への個別産業保健指導、産業保健情報の提供など医師などが相談を無料で行っております。相談内容や健康相談など秘密は厳守されます。

札幌東地域産業保健センター

061-1133 北広島市栄町1丁目5番地2 北広島医師会内 011-373-6466

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)の メニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・ 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・ 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・ より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい

*①～④のうち複数の措置を講じること

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	① 労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ② 労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③ 介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

望ましい

* 情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと

* 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務

就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジ等してご活用ください。

①個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

①



②



②介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>



制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務 就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更：次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例：人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行うこと



個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注: ①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 意向聴取の時期は、①、②のほか、
「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

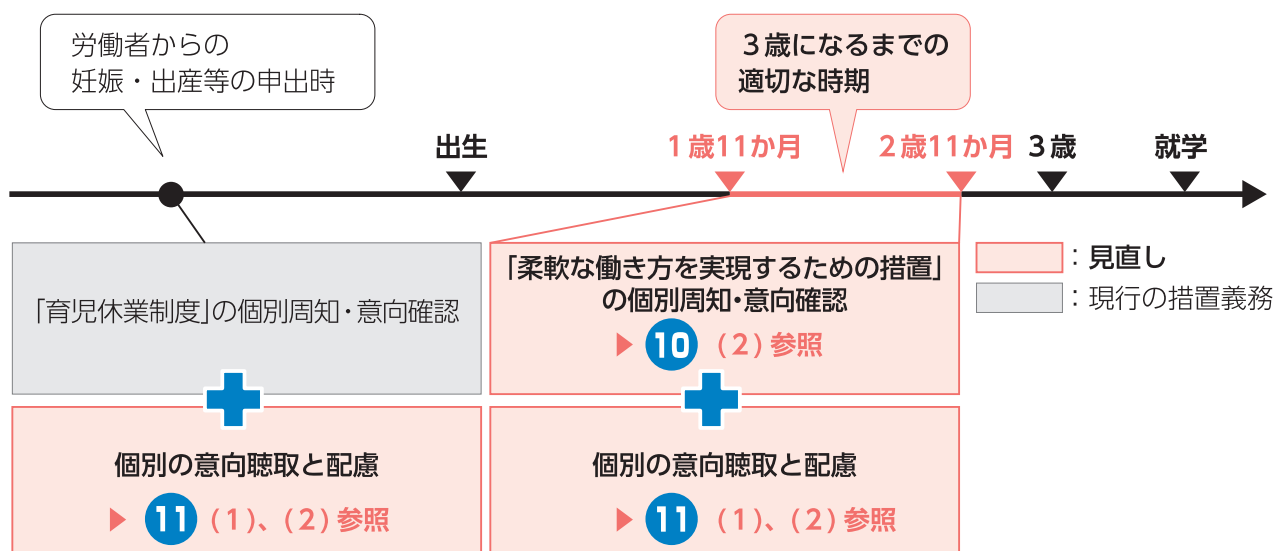
具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・労働条件の見直し
- 等

望ましい

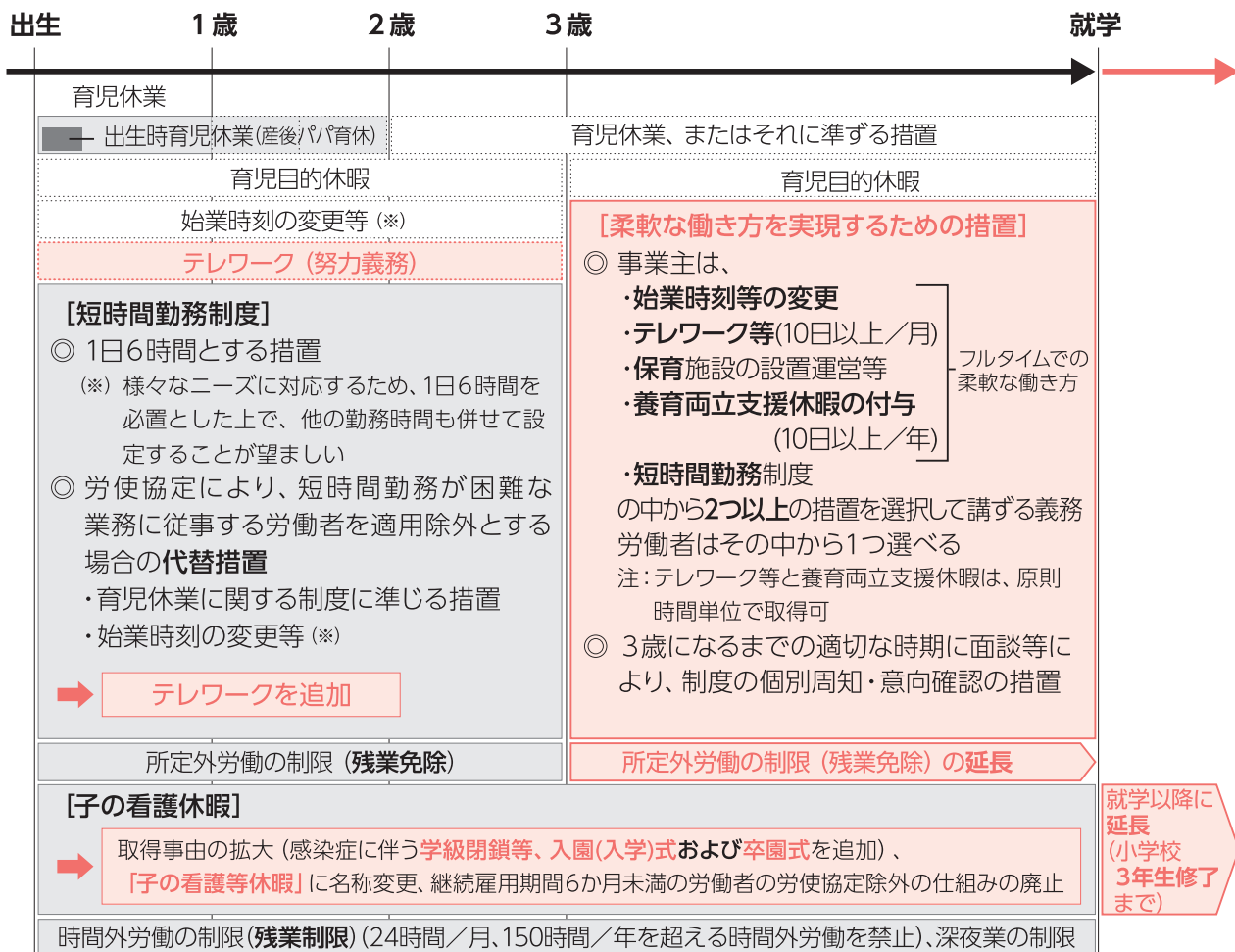
* 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
* ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること

〈改正後の個別周知等の義務〉



〈改正後の仕事と育児の両立イメージ〉

 : 見直し
 : 現行の措置義務
 : 現行の努力義務



※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与



両立支援に取り組む事業主への助成金【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

育児・介護休業法に関するお問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		